

# 平成29年度社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会事業計画

## 【基本方針】

住民相互のつながりの希薄化、非正規労働者の増加、価値観やライフスタイルの変化等がある一方、孤独死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、低所得世帯の生活困窮、高齢者や児童等への虐待、認知症の介護などの福祉課題は広がっています。

この福祉課題の解決には、住民による見守り活動や支え合い活動のように、地域の人と人とのつながりを前提とした、自主的な福祉活動が大きな力となると認識しています。

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域住民、ボランティアグループ、福祉事業所、行政と協働して、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

## 【重点活動項目】

- 1、住民による見守り活動や支え合い活動などの地域福祉活動の推進
- 2、地域福祉活動の担い手の育成
- 3、住民のボランティア活動の育成

## 【事業内容】

### 1、法人運営事業

法令を遵守し、住民に信頼される社協運営を行います。

#### （1） 理事会の開催

5月：決算事業報告、6月：正副会長選任、10月、2月：定時報告会、3月：予算事業計画

#### （2） 評議員会の開催

5月：定時評議員会（決算事業報告）、3月：予算事業計画

#### （3） 監査会の開催

5月：監査会（監事による業務の執行状況及び財産状況の監査）

#### （4） 月例会の開催 月1回（15日）

正副会長と事務局で月1回定例会を開催し、円滑な社協運営に努めます。

#### （5） 福祉サービス苦情解決の充実

社協に苦情があった場合、苦情解決制度に基づいて適切に対応します。

#### （6） 職員の資質向上

社会福祉法等を遵守して地域福祉を推進するため、法令遵守・虐待・認知症・身体拘束などの研修会の開催、愛知県社協等開催の研修会への参加を通じて、職員等の資質向上を図ります。

### 2、企画広報事業

社協等の事業や活動を紹介して、社会福祉の啓発や普及につとめます。

#### （1） 「あぐいの福祉」の発行 5月、8月、10月、1月

あぐいの福祉編集委員会を毎号3回程度開催して、あぐいの福祉を年4回発行します。

また、「声の広報ボランティアあいうえお」により、社協広報、町広報をCDに音訳し、「声の広報」として視覚障がいの人への情報提供をします。

## **(2) ホームページによる情報発信**

社協のホームページをウェブサイトのスマートフォン、タブレット端末からもつながるようにして、情報検索を容易にします。

## **3、地域福祉推進事業**

地域福祉の推進には、住民の理解と協力が必要となります。

### **(1) 社協会員募集 5月**

地域福祉の推進に必要な財源確保のため、社協の会員募集を行います。特別会員、賛助会員は、行政協力員会や民生委員児童委員協議会等の協力を得て、加入促進を図り財源基盤の強化を図ります。

特別会員 5,000円 賛助会員 2,000円 一般会員 500円

団体会員 3,000円 施設会員 2,000円

### **(2) 先進地社協等視察研修 7月**

社協の理事・監事及び評議員を対象に、先進的な地域福祉活動に取り組んでいる社協を視察し、本町社協の運営の参考にします。

### **(3) 地域福祉計画推進事業**

地域福祉計画を推進するため、行政機関内部の会議や、行政が住民・事業者等と協働し課題解決のための仕組み作りを進める会議等に協力します。

### **(4) 小地域福祉活動事業**

行政区（小地域）を基盤とした、住民同士の支え合い活動による小地域福祉活動の推進に協力します。

### **(5) 車いすの貸出し（介護保険サービス利用者を除く）**

高齢・障がい・けが等で、車いすが必要な方に、1回につき10日以内（子ども用は6か月以内）で、車いすを無料で貸出し日常生活を支援します。

【車いすの種類】自操式（子ども用、大人用）とリクライニング型

### **(6) 福祉相談の実施**

福祉に関する相談を受け付け、行政機関や地域包括支援センター、民生委員児童委員等の関係機関と連携して、問題解決にむけて取り組みます。

### **(7) 愛知県社会福祉大会への参加 10月**

愛知県社会福祉大会に参加し、福祉意識の啓発活動に協力します。

### **(8) 優良児童等顕彰式の開催 5月**

知多郡社協の優良児童等顕彰式の開催等に協力します。

#### **4、ボランティアセンター活動事業**

ボランティアセンターの運営や各種講座の開催により、ボランティアの啓発、育成、活動を支援します。

##### **(1) ボランティアセンター運営委員会の開催 3月**

ボランティアセンターの機能強化を図るため、ボランティアセンター運営委員会を開催し、毎年度の事業計画等を検討します。

##### **(2) ボランティア情報発行 5月、8月、10月、1月**

あぐいの福祉にボランティア関係情報を掲載して、ボランティア活動情報を提供し、ボランティア活動への新規参加啓発を図ります。

##### **(3) ボランティア相談**

福祉施設や住民からのボランティアに関するニーズ、ボランティア活動に関する情報を把握し、ボランティアの募集や照会などの相談を行います。

##### **(4) ボランティア活動の啓発**

###### **① ボランティア活動保険の加入促進**

ボランティア等活動中のボランティア自身のケガや、他人にケガをさせてしまった、他人の物を壊してしまっなどの事故に備え、ボランティア活動保険への加入啓発を図り、手続及び相談を行います。

###### **② ボランティアグループの助成**

ボランティア活動に参加しやすい環境を整備するため、ボランティアグループに、予算の範囲内で活動費を助成します。

##### **(5) ボランティア講座の開催**

###### **① 手話奉仕員養成講座基礎編 6月～2月**

手話奉仕員養成講座基礎編を開催し、手話の学習を通じて、聴覚障がい者についての理解を図ります。

###### **② 精神障がい者居場所事業 年6回（2か月に1回開催）**

町内在住の精神障がい者の方を対象に、楽しく集まることのできる場所を当事者自身で運営できるよう支援していきます。

##### **(6) 福祉教育の推進**

###### **① 福祉実践教室 10月、12月**

町内の小中学校の児童や生徒を対象に、障がい者への理解と思いやり、助け合いの心の育成を目的に、車いす、手話、点字、視覚障がい者ガイドヘルプ体験、高齢者疑似体験等を行います。

###### **② サマーボランティアスクール 7～8月**

夏休み中に小学生高学年や中学生、高校生等を対象に、施設で1日ボランティア体験をし、ボランティア活動への理解を図ります。

##### **(7) ボランティアグループとの交流、育成、協議**

###### **① ボランティアグループ連絡会 年4回**

町内のボランティアグループと連携し、定期的にボランティア連絡会を開催しボランティアグループ間のネットワーク作りを推進します。

## ② ボランティア交流会

ボランティアグループ相互の交流と情報交換を図ります。

### (8) 災害救援・福祉救援ボランティア活動の推進

#### ① 災害ボランティアコーディネーター（防災リーダー）養成講座

災害ボランティアコーディネーターの養成と防災ボランティア活動の育成を目的に開催します。（全4日）

#### ② 災害ボランティアセンター設置訓練の実施

大地震や豪雨による災害を想定した災害ボランティアセンターの設置訓練を実施し、ボランティア、行政、社協の連携について確認します。

## 5、共同募金配分金事業

行政協力員会や民生委員児童委員協議会等の協力を得て行う「赤い羽根共同募金」の配分金を財源に地域福祉を推進します。

### (1) 共同募金運動の実施 10月1日～12月31日

戸別募金・法人募金・職域募金・学校募金・街頭募金など、赤い羽根共同募金による助け合い運動を実施します。

### (2) 送迎サービス

高齢や障がい等で、車いすを利用しないと移動が困難な町内在住・在宅の方の外出を支援するため、福祉車両による送迎サービスを行います。

#### ① 運転ボランティアによる送迎サービス

運転手がない場合、送迎ボランティアを社協が調整します。

#### ② 福祉車両貸出しによる送迎サービス

家族等が運転をする場合は、福祉車両を貸出します。（事前講習が必要）

### (3) 社会福祉大会の開催 12月

記念式典と福祉講演会を行い、社会福祉への啓発を図ります。記念式典では、社協功労者を表彰し、寄付者に感謝状を贈呈します。

### (4) 介護者教室の開催 年1回

介護者や介護に関心のある方を対象に、認知症や介護への理解を深めるための講習会を開催します。

### (5) 一人親家庭レクリエーション大会の開催 8月

町内在住の一人親家庭を対象に、夏休みに日帰りバス旅行を行い、一人親家庭の交流を図ります。

### (6) 地域活動現場見学バスツアーの開催 年1回

町民対象に地域活動をしている現場を見学するバスツアーを開催し、ボランティア・地域活動への関心を高め、新たな地域活動者の育成啓発を図ります。

### (7) 要・準要保護家庭児童生徒への支援

町内の小中学校在籍の要・準要保護家庭の児童や生徒が、学校主催の修学旅行、キャンプ等に参加する費用の一部を助成します。

**(8) みんなの敬老会への協力 9月10日(日)**

いきいきクラブ主催の「みんなの敬老会」の開催に協力します。参加者には、社協から記念品を贈呈し、お祝いします。

**(9) 障がい者大運動会の助成 10月15日(日)**

町内の身体、知的、精神障がい者の団体が、主催の運動会の開催に協力し、障がい者の社会参加を支援します。

**(10) いきいきクラブ社会奉仕活動の助成 9月**

町いきいきクラブ連合会が、地域の公園等で行う清掃奉仕活動に助成します。

**(11) いきいきクラブ友愛活動の助成**

いきいきクラブ友愛活動を助成し、会員入会活動を啓蒙する。

**(12) 福祉協力校への助成**

福祉協力校の南部小学校、阿久比中学校、阿久比高校に福祉活動費を助成し、福祉教育の推進を図ります。

**(13) 福祉団体への助成**

子ども会連絡協議会、いきいきクラブ連合会、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会、母子寡婦福祉会、遺族会に活動費を助成し、団体の運営を支援します。

**(14) 歳末見舞金の支給 12月**

町内在住の生活保護世帯の方に、歳末見舞金を支給します。

## **6、資金貸付事業（愛知県社協受託事業）**

失業者、障がい者、高齢者世帯等の経済的自立を目的に、行政機関や民生委員児童委員と連携し、適切な資金の貸付を行います。

**(1) 生活福祉資金**

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付相談を行います。

**(2) 暮らし資金（町内在住の連帯保証人が必要）**

一時的に生活困難となった世帯に対し、暮らし資金の貸付相談を行います。

①貸付額（10万円限度）、②償還期間（9か月以内）、③利子（無利子）

## **7、居宅介護等事業**

介護の必要な高齢者や障がい者（児）の家庭に、ホームヘルパーが訪問し、在宅で自立した生活ができるよう、身体介護や生活援助などの支援を行います。

**(1) 要介護の訪問介護・介護予防の訪問介護事業の実施（介護保険）**

要介護の訪問介護は、要介護1から要介護5の高齢者に対し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除、買物等の生活援助を行います。

介護予防の訪問介護は、要支援1、2の高齢者に対し、介護予防を目的に、身体介護と生活援助を行います。

## **(2) 要支援の介護予防・日常生活支援総合事業の実施（介護保険）**

要支援1、2の高齢者に対し、調理、洗濯、掃除、買物等の家事援助を行います。

## **(3) 障がい者居宅介護事業の実施（障害者総合支援法）**

障害程度区分の認定を受けた身体、知的、精神障がい者（児）に、在宅で自立した日常生活が営めるよう、身体介護や家事援助等の居宅介護を提供します。

## **8、居宅介護支援事業（介護保険）**

要介護の高齢者や要支援の高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活が過ごせるようにケアプランを作成します。

ケアプランの作成には、利用者、介護者、福祉事業所によるサービス担当者会議を開催します。また、毎月、利用者のモニタリングを実施します。

## **9、心配ごと相談事業**

民生委員児童委員、人権擁護委員及び行政相談員が相談員となり、次のとおり日常生活の困り事への助言を行います。

(1) 場 所 中央公民館

(2) 開設日 第1、3木曜日 午前9時30分～11時30分

## **10、基金運営事業**

社協への寄付金を、福祉基金に積立て、福祉基金からの利息を小地域福祉活動の支え合い活動や見守り活動及びボランティア活動の推進に活用します。

## **11、日常生活自立支援事業（愛知県社協受託事業）**

認知症、知的障がい、精神障がいで、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や福祉サービスの利用料等の支払いの支援を、生活支援員と協力して行います。